

# 京都府道路公社低入札価格調査制度取扱要領

## (趣旨)

第1条 京都府道路公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事の請負契約のうち、低入札価格調査制度を適用する工事における調査基準価格等の設定については、地方自治法、京都府会計規則及び京都府道路公社入札事務手続要領その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (調査基準価格の設定)

第2条 工事の請負に係る競争入札において、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に掲げる価格とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円単位）に、100分の110を乗じて得た額とする。なお、合計額の千円単位での調整は、エの額で行うこととする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額以下とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。
  - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする。
- 2 一般土木工事等とは異なる特殊な積算体系を有する工事等における調査基準価格等の設定は別表による。
- 3 複数の工事の種別から構成される工事については、それぞれ工事の種別毎に算出した額の計を調査基準価格等とする。

## (特別重点調査)

第3条 調査基準価格未満の入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳の以下に掲げる費用の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった各費用の額に以下に掲げる割合を乗じて得た金額から円未満の端数を切り捨てた額に満たない者及びこれと同等と認めて別に定める者に対して、特に重点的な調査（以下「特別重点調査」という。）を実施する。

- ア 直接工事費 10分の9
- イ 共通仮設費 10分の8
- ウ 現場管理費 10分の8
- エ 一般管理費等 10分の3

#### (最低制限価格等調書の作成)

第4条 公社入札事務手続要領第5条に定める低入札調査基準価格を定める者は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により調査基準価格を算出し、最低制限価格等調書に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「入札書比較価格〇〇円」と記載する。併せて、前条による特別重点調査の基準となる各費用の額を記載する。

#### (入札参加者への周知)

第5条 本制度の円滑な運用を図るため、本制度を適用する一般競争入札にあっては入札説明書、入札公告等に、指名競争入札にあっては入札通知書に以下を記載する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用すること。
- (2) 調査基準価格未満の入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 調査基準価格未満の入札を行った者は、必要な資料を提出し、事情聴取に応じることにより第7条に規定する調査に協力すること。
- (4) 入札者が第7条に規定する調査に協力しない場合は、その入札を無効とし、指名停止措置を講じることがあること。

#### (入札の執行)

第6条 入札の結果、調査基準価格未満の入札が行われた場合（総合評価競争入札にあっては、評価値が最も高い者による調査基準価格未満の入札が行われた場合）には、契約担当者は、入札者に対して「調査基準価格未満の入札があり、低入札価格調査を実施するため、落札決定を保留する。」旨を通知する。

#### (低入札価格調査の実施)

第7条 前条の通知を行った場合、契約担当者は、調査基準価格未満の入札を行った者に対し、契約内容に適合した履行がなされないと認められるか否かを確認するため、次の各号に掲げる事項について、期限を定めて必要な資料の提出を求め、事情聴取を行うとともに、関係機関へ照会する等により調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
- (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した同種の公共工事及び発注者

- (10) 経営内容
- (11) 前10号までの事情聴取結果についての調査検討
- (12) 第9号の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (14) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況等）
- (15) その他

2 特別重点調査は、前項に規定する方法により調査を行うものとし、次の各号に掲げる事項を重点的に確認する。

- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
- (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 機械リース元一覧
- (9) 労務者の具体的供給見通し
- (10) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）
- (11) 品質確保体制（品質管理計画書）
- (12) 品質確保体制（出来形管理計画書）
- (13) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
- (14) 安全衛生管理体制（点検計画）
- (15) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）
- (16) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
- (17) 過去に施工した同種の公共工事及び発注者
- (18) 経営内容
- (19) 前18号までを事情聴取した結果についての調査検討
- (20) 第17号の公共工事の成績状況
- (21) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (22) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況等）
- (23) その他

3 前2項に規定する調査事項に係る資料等の様式その他調査の実施に係る詳細については、別途定める。

（契約内容に適合した履行がなされると認められる場合の措置）

第8条 契約担当者は、低入札価格調査又は特別重点調査の結果、最低価格入札者（総合評価競争入札にあっては、評価点が最も高い者）（以下、「落札候補者」という。）の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、直ちに落札候補者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。

(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置)

第9条 低入札価格調査又は特別重点調査の結果、落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、京都府道路公社入札契約関連事務審査委員会（以下「審査会」という。）において当該落札の適否について審査を行う。

(審査会の審査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合の措置)

第10条 審査会の審査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、契約担当者は、直ちに落札候補者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。

(審査会の審査の結果、適合した履行がなされないと認められる場合の措置)

第11条 審査会の審査の結果、落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないと認められたときは、契約担当者は、理事長に報告のうえ、落札候補者を落札者とせずに、次順位者が落札者となった旨を通知する。

2 契約担当者は、次順位者を落札者と決定したときは、落札候補者に対しては落札者としない旨を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知する。

(準用規定)

第12条 次順位者が調査基準価格未満の入札者であった場合には、第7条から前条までの規定を準用する。

## 附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年1月1日から適用する。

(関係規定等の廃止)

2 低入札価格調査制度に係る取扱要領及び「低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について」（令和4年3月25日付4京道公第60号）は廃止する。

別表：調査基準価格及び特別重点調査基準の設定（第2条第2項関係）

工事の種別	費　目	直接工事費に区分するもの	共通仮設費に区分するもの	現場管理費に区分するもの	一般管理費等に区分するもの
土木	鋼橋上部工工事	鋼橋製作費 (工場製作)	直接工事費	間接労務費	工事管理費
	土木電気通信設備工事	機器費 (工場製作)	機器費×0.6 (直接製作費)	機器費×0.1 (間接労務費)	機器費×0.2 (工事管理費)
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費
	土木機械設備工事	機器費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費
建築	建築工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1
	建築機械設備工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1
	建築電気設備工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1
	昇降機設備工事等、製造部門を持つ専門工事企業対象工事		直接工事費 ×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2
	建築に係る解体工事		直接工事費 ×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2
下水道等	下水道等工事 (機械設備工事) (電気設備工事)	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.1
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費